

六ヶ所村七戸十和田駅間乗合タクシー予約アプリ導入業務委託公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

本業務は、「六ヶ所村地域公共交通計画」に基づき、村の広域移動の重要拠点である七戸十和田駅間と村内を結ぶ乗合タクシーにおいて、現在は電話受付に限定されている、利用者からの予約受付・運行事業者への配車指示・運行記録業務に対し、kintoneを活用したローコード開発によるアプリ（以下、予約アプリ）の開発・導入によりデジタル化し、利用者利便性の拡充及び将来的なデータ利活用による持続可能な運行体制の構築を図ることを目的とする。

2. 対象業務

(1) 件名

六ヶ所村七戸十和田駅間乗合タクシー予約アプリ導入業務委託

(2) 業務内容

別添「六ヶ所村七戸十和田駅間乗合タクシー予約アプリ導入業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

3,753,200円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 青森県内に本社、支社又は営業所を有し、必要に応じて迅速に本村に訪問可能であること。
- (2) 参加表明書提出日において、六ヶ所村物品調達等の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第8条に規定する物品調達等有資格者名簿に登録申請されている者であること。
- (3) 過去2年（令和6年4月1日～令和8年3月31日）の間に、ノーコード・ローコードを活用したアプリ提供実績があること。
- (4) 過去2年（令和6年4月1日～令和8年3月31日）の間に、自治体においてDX研修を実施した経験があること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (6) 本プロポーザル実施の公告の日から企画提案書提出日までのいずれの日においても、内閣府及び青森県、六ヶ所村から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく

不健全であるものでないこと。

- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第 2 条第 6 号に規定するものが役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (10) 集団的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。
- (11) 村税等の滞納がない者。

4. 参加表明

(1) 業務上の条件

- ア 主任担当者は、参加者の組織に所属していること。
 - イ 主任担当者が国家公務員の場合は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 103 条の規定を、地方公務員の場合は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の規定を満たしていること。
 - ウ 主任担当者は、令和 6 年 4 月以降ノーコード・ローコードを活用したアプリ提供業務に携わった経験があること。
 - エ 業務の一部を再委託する場合は、再委託先が、上記 3 参加資格（5）～（11）のいずれにも該当する者であること。
- 注）「主任担当者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規程に基づき、受注者が定めた者をいう。

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加要件を満たさないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(3) 提出書類（参加表明書等）

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 参加資格申告書（様式 2）
- ウ ノーコード・ローコードを活用したアプリ提供実績（様式 3-1）
- エ DX 技術研修実施実績（様式 3-2）
- オ 主任担当者等（様式 4-1）
- カ 専門的知識の有無（様式 4-2）
- キ 国税、県税及び所在地の納税証明書

(4) 提出期限

令和 8 年 7 月 1 日（水）午後 5 時 ※郵送必着

(5) 提出場所

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附 475
六ヶ所村 政策推進課 企画グループ
電 話 0175-72-8180（直通）
F A X 0175-72-2743
E-mail rks99008@rokkasho.jp

(6) 提出部数

1 部

(7) 提出方法

持参又は郵送に限る。

(8) 参加表明書等の記載方法及び注意事項

ア 参加表明書に添付する資料は、別添の様式に基づき作成すること。

イ 用紙の大きさはA4判タテとする。

ウ 参加表明書(様式1)及び参加資格申告書(様式2)には押印すること。

エ ノーコード・ローコードを活用したアプリ提供実績(様式3-1)、DX研修実施実績(様式3-2)は、次のとおりとする。

①令和6年4月～令和8年3月末までに完了した業務の実績とする。

②業務受注実績は、地方公共団体からの受注とする。

③受注実績には再委託を含むものとし、当該業務を記載する場合は発注者に加えて元請者をカッコ書きで記載すること。

④業務概要は、本業務内容と同種・類似業務であることが判別できる範囲内で、調査項目や実施項目を簡潔に記載すること。

オ 主任担当者等(様式4-1)は、次のとおりとする。

①主任担当者は必ず記載することとし、担当者は必要に応じて記載すること。

②主任担当者の同種・類似業務経験は、ノーコード・ローコードを活用したアプリ提供実施実績(様式3-1)に記載された業務名を記載すること。

③担当する業務内容は、本業務で想定される業務について簡潔に記載すること。

キ 必要に応じて参加表明書等の具体的内容を確認することがある。

5. 企画提案書の提出要請

(1) 参加要件の確認及び企画提案書提出要請

参加表明書等により参加要件の確認を行い、令和8年7月6日(月)までに次に掲げる事項を記載した参加要件確認通知書をE-mailで送付する。併せて参加要件を満たす者に企画提案書の提出を要請する。

ア 参加要件を満たすと認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加要件を満たさないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨

(2) 参加要件を満たさないと認めた理由に係る説明要請

参加要件を満たさないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意とするが、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと。)により村長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期限 令和8年7月10日(金)まで

イ 提出場所 4の(5)と同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。

(3) 理由説明書

村長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年7月15日(水)までに説明を求めた者に対し理由説明書にて通知する。

6. 企画提案書

(1) 提案事項

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、仕様書に基づき審査要領の別表「企画提案書審査項目及び配点表」の内容を踏まえた上で、企画提案書を作成し提出すること。

(2) 参考見積書

提案する業務の実施に必要な全ての経費(消費税及び地方消費税の額を含む。)を提示すること。また、積算内訳も明示すること。

(3) 企画提案書の様式

企画提案書は、企画提案書（様式5-1）及び企画提案説明書（様式5-2）を提出すること。また、上記のほか補足説明資料がある場合は別紙で添付しても良いが、原則、審査には用いない。

なお、(2) についての様式は任意とする。

(4) 記入上の注意事項

- ア 企画提案書（様式5-1）には押印すること。
- イ 企画提案説明書は、原則、6（1）提案事項に示した項目順に記入すること。
- ウ 用紙サイズは、A4版とする。
- エ 企画提案説明書の頁数は10頁以内（両面印刷）とし、頁番号を付すこと。
- オ 文書の補完のため写真やイラスト等を用いることを可とする。また、カラー印刷も可とする。
- カ 文字は読みやすい大きさとする。
- キ 企画提案者（再委託先を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・サービス等）を記載してはならない。
- ク 企画提案は、一企画提案者につき一つ限りとする。
- ケ 企画提案書の提出後の修正、追加、差替え及び再提出は認めないものとする。

(5) 提出方法等

- ア 提出期限 令和8年7月17日（金）午後5時 ※郵送必着
- イ 提出場所 4の（5）と同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。なお、企画提案説明書（様式第5-2）（PDF）については、E-mailでも提出すること。
- エ 提出部数 企画提案書（様式5-1） 1部
企画提案説明書（様式5-2） 10部（正本1部、副本9部）

(6) 企画提案書の著作権等の取扱い

- ア 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- イ 村は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときには、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- ウ 村は、企画提案者から提出された企画提案書について、六ヶ所村情報公開条例（平成14年条例第126号）に規定する開示請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

7. 質問の受付及び回答

(1) 参加表明書等及び企画提案書の作成に係る質問の受付

- ア 提出書類 質問書（様式6）
- イ 提出期限 令和8年6月23日（火）午後5時 ※郵送必着
- ウ 提出場所 4の（5）に同じ
- エ 提出方法 持参、郵送、E-mail又はファクシミリによる。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者及び企画提案者全てに対し、令和8年6月29日（月）午後5時までにE-mailにより行い、併せて六ヶ所村公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

なお、回答書に記載した内容は、募集要領の追加又は修正として取扱うものとする。

8. 企画提案書の審査及び候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書の審査及び契約相手候補者の選定を行うため、六ヶ所村地域公共交通計画に基づく再編・見直し検討及び実証運行支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（２）企画提案書の審査

別表の「企画提案書審査項目及び配点表」に基づき審査する。

（３）ヒアリング審査の実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング審査を次のとおり行う。

ア 実施方法

- ① 1者ずつの呼び込み方式として1者の持ち時間は説明15分、質疑5分の計20分とする。
- ② 企画提案追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書に記載された図案や写真等を用いた説明用パネル等の使用は可とする。
- ③ ヒアリング審査でのパソコンの使用は可能とするが、使用する場合は会場にパソコンを持参すること。（会場には、プロジェクター及びスクリーンを用意する。）なお、パソコン設置準備時間は持ち時間から除外する。
- ④ 主任担当者はヒアリング審査に必ず出席するものとし、補助者を含めて3名以内とする。
- ⑤ 欠席をした場合は、辞退したものとみなす。
- ⑥ ヒアリング審査の順番は、参加表明書等の提出順とする。

イ 実施日及び場所（予定）

- ① 実施日 令和8年7月28日（火） 10時00分～
- ② 場所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附475
六ヶ所村役場（会議室は別途通知する）

（４）受託候補者の選定

ア 審査委員会の評価点により順位をつけ、当該評価点が350点以上の者であって、最も評価点の高いものを受託候補者、2番目に高いものを次点候補者として選定する。

イ 審査委員が0点を付した審査項目（6その他を除く。）がある者を受託候補者若しくは次点候補者として選定する場合又は審査委員会の評価点が同点となる者が2者以上ある場合は、審査委員会の合議により選定する。

（５）審査結果の通知

ア 受託候補者を特定したときは、令和8年8月5日（水）までに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 項目別評価点
- ③ 受託候補者にあつては、今後の契約手続きの旨
- ④ 受託候補者とならなかった者にあつては、所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

イ 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により村長に対し説明を求めることができる。

①提出期限 令和8年8月10日（月）午後5時 ※郵送必着

②提出場所 4の(5)と同じ。

③提出方法 持参又は郵送に限る。

ウ 村長は、イの説明を求められたときは、令和8年8月17日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書にて通知する。

(6) 審査結果の公表

受託候補者を特定した際の公表基準は、次のとおりとする。

ア 次に掲げる事項は、公表する。

①受託候補者の名称

②項目別評価点

③受託候補者の特定理由

イ 次に掲げる事項は、公表しない。

①審査委員会の議事録

②各審査委員の採点結果

③受託候補者以外の企画提案者の名称

9. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 本要領等で示された条件に適合しない書類の提出があった場合

(3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

10. その他

(1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語及び通貨は日本円によるものとする。

(2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約の締結

ア 受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

なお、企画提案時と比し、見積額が異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。

イ その他、六ヶ所村財務規則による。

(4) 委託金額の支払条件

検収後、精算払いとする。

(5) 企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

イ 提出された企画提案書は返還しない。

11. 本プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおりとする。

(1) 質問書受付期限 令和8年6月23日（火）午後5時

(2) 質問書回答期限 令和8年6月29日（月）午後5時

(3) 参加表明書提出期限 令和8年7月1日（水）午後5時

(4) 参加要件確認通知及び

企画提案書提出要請	令和8年7月6日(月)
(5) 企画提案書提出期限	令和8年7月17日(金) 午後5時
(6) 企画提案書(ヒアリング)審査	令和8年7月28日(火)
(7) 企画提案書審査結果通知	令和8年8月5日(水)
(8) 契約締結	令和8年8月中旬

※日付については、変更が生じる場合がありますのでご了承ください。

別表

企画提案書審査項目及び配点表

		審査項目	配点
1	実施体制・実績	①本業務の遂行に必要なスキル（kintone開発、web連携等）を持つスタッフが配置され、責任の所在が明確か。	5
		②自治体のDX推進や業務改善（BPR）推進に関する同種・類似業務の導入・運用実績があり、信頼性が期待できるか。	10
		③ISMAP登録クラウドの活用など、情報セキュリティに関する適切な管理体制が構築されているか。	5
		小計	20
2	システム機能・技術提案	①予約管理の統合として、web予約（新規・変更・取消）と電話予約を違和感なく一元管理できるデータベース構造が提案されているか	10
		②運行連携として、運行事業者が対応可否を判断し、乗車実績を迷わず簡単に操作でき、使いやすさの工夫がなされているか。	10
		③利便性の向上という観点において、利用者が自身の予約を容易に確認できるマイページ機能の操作性は考慮されているか。	5
		小計	25
3	業務理解・地域特性への対応	①業務趣旨を理解し、提案内容は必要な実施項目が整理され、かつ、実施スケジュールが適切に計画され、実現可能なものであるか。	10
		②3日前までの予約ルールや車の運行形態を正しく反映できるか。	5
		②乗車アンケート機能を活用し、持続可能な運行に繋がる具体的な提案があるか。	5
		小計	20
4	導入・伴走支援計画	①導入直後の対面研修において、デジタルに不慣れな職員やオペレーターでも理解できる具体的な指導演があるか。	10
		②月1回の訪問と月4回の遠隔支援において、単なるトラブル対応にとどまらず、業務効率化を促進する伴走支援が計画されているか。	5
		小計	15
5	価格・経済性	①導入に係る初期費用（イニシャルコスト）が提案内容に対して適正かつ効率的な積算となっているか。 ○点数＝最低見積金額/見積金額×5 ※見積金額は、税抜きで算定し、小数点第2位を四捨五入する	5
		②次年度以降、令和9年度から令和11年度の3年間の保守・運用管理費、システム利用料等のランニングコストが適正かつ効率的な積算となっているか。（3年間のランニングコストの合計） ○点数＝最低見積金額/見積金額×5 ※見積金額は、税抜きで算定し、小数点第2位を四捨五入する	5
		小計	10
6	その他	①説明能力、コミュニケーション能力、業務に対する意欲等を備え、円滑な業務遂行が可能か。	5
		②ライセンスの仕様や運行ルート、運賃の変更等に対し、迅速かつ独自の付加価値提案があるか。	5
		小計	10
合計			100点